

【重要】みなし輸出管理の運用に伴う居住性確認について（お申込み時のお願い）

経済産業省が定める安全保障貿易管理制度に基づき、弊社では「みなし輸出」に該当する可能性のある取引について、適切な確認を行っております。
スクールのお申込みに際しましても、制度に則った対応を行うため、11月より居住性確認リストへのご入力をお願いいたします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点やご質問がございましたら、お申込みをされる受講教室へ問い合わせください。

みなし輸出に関して、詳しくは以下経済産業省のHPでもご確認いただけます。

- ・ 経済産業省 安全保障貿易管理ページ（制度概要）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

- ・ 「みなし輸出管理の運用明確化について」PDF資料

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/meikakukanitsuite2.pdf